

標準処理期間：

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日を目安として定める。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。